

3. サービス内容

- ① 食事 ② 入浴 ③ 介護 ④ 機能訓練 ⑤ 生活相談 ⑥ 健康管理
⑦ 療養食の提供 ⑧ 理美容サービス ⑨ レクリエーション等

4. 利用料金

(1) 介護給付サービスによる料金

別紙料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から自己負担額をお支払いください(サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります)。別紙料金表参照

- ※ただし介護保険適用の場合でも保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。サービス提供証明書を後日市原市の窓口へ提出することで差額の払戻しが受けられます。

(各種加算)

※ 夜勤職員配置加算(Ⅰ)

夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上、上回っている場合
夜勤職員配置加算(Ⅰ) 1日14円(自己負担)

※ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上であること。もしくは介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上であることのいずれかに該当する場合

サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 1日24円(自己負担)

※ 長期利用者に対する短期入所生活介護費の減算

連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所(指定居宅サービス基準に掲げる設備及び備品を利用した指定短期入所生活介護以外のサービスによるものを含む)している利用者に対して、指定短期入所生活介護を行った場合

長期利用者に対する短期入所生活介護費の減算 1日32円

※ 送迎加算(片道につき)

ショートステイ利用時、家族より送迎の希望があった場合は施設から自宅までの送迎を行います。

送迎加算 片道につき 195円(自己負担)

※ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)

介護テクノロジー機器の導入や委員会の開催などをおして、利用者の安全や介護サービスの質の確保を図ります。

生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 月額11円

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

厚生労働大臣が定める基準に適合し、すべての要件(事業所が介護職員に対して、一定割合以上の処遇改善をしていること)を満たす場合

※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	個室 多床室 要支援1の場合	1日 72円
※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	個室 多床室 要支援2の場合	1日 88円
※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	個室 多床室 要介護度1の場合	1日 96円
※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	個室 多床室 要介護度2の場合	1日 106円
※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	個室 多床室 要介護度3の場合	1日 118円
※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	個室 多床室 要介護度4の場合	1日 127円
※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	個室 多床室 要介護度5の場合	1日 138円

※ 市原市の地域区分単価は1単位=10.55円になります。厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差違が生じる場合があります。上表の料金は端数処理を行った額を表示しています。

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の料金について

長期利用者に対する短期入所生活介護費の減算、送迎加算を算定している場合、上記の料金に若干の差異が生じます。

(2) その他の介護保険の給付対象とならない料金

① 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された食費の金額(1日あたり)のご負担となります。

食事の提供に要する費用とは別に、おやつ代として一日あたり70円を負担していただきます。

	月額 (31日)	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている日額			
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食事提供に 要する費用	56,730 円	1日 1,830円 朝 530円 昼 700円 夕 600円	300円	600円	1,000円	1,360円

② 居住に要する費用(光熱水費及び室料：建物設備等の原価償却費等)

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料(建物設備等の減価償却費等)をご負担していただきます。ただし介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費(居住費)の金額(1日あたり)のご負担となります。

居住(滞在)に要す費用	月額(31日)	通常日額(第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている日額			
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
多床室(2・4人室)	28,365円	915円	0円	430円	430円	430円
従来型個室	38,161円	1,231円	380円	480円	880円	880円

③ 行事参加費・レクリエーション費用・理美容等にかかる費用は、自己負担となります。

④ 私物の家電製品の電気代は1品目につき、1日30円となります。

5. 短期入所生活介護の中止・終了

(1) 利用開始予定日以前の中止

入所前に利用者側の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

・入所前の前日午後5時までに連絡をいただいた場合	無料
・入所前の前日午後5時までに連絡がなかった場合	1日の利用料の30%

(2) 入所後の中止・終了

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の場合で、必要なときは家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医または歯科医師に連絡を取る等の必要な措置を講じます。

また料金は退所日までの日数を基準に計算します。

6. サービス内容に関する相談・苦情

当施設のサービスに関する相談・要望・苦情等は、来苑・電話・意見箱「聲」・書面により苦情等受付担当者が受け付けます。下記のサービス相談窓口までお申し出ください。なお当該窓口にご相談しにくい場合は、第三者委員もしくは行政機関等にご相談ください。苦情等受付担当者が受け付けた苦情は、苦情等解決責任者と第三者委員(苦情等申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告します。また半期ごと(4月・10月)に集計し、報告を行います。

苦情等解決責任者は、苦情等申出人と誠意をもって話しあい、解決に努めます。その際、苦情等申出人と苦情等解決責任者は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

① 当施設における相談・苦情受付

苦情等受付担当者 生活相談員 細川 由美子	電話番号：0436-36-1533 受付： 月～金曜日 (9時～18時)
--------------------------	---

苦情等解決責任者 施設長 木崎 慎一	年末年始及び祝日を除く
-----------------------	-------------

② 行政機関その他の苦情等受付機関

市原市保健福祉部介護保険課	電話番号：0436-23-9873 受付：月～金曜日(9時～17時15分) 土・日・祝日を除く
千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係	電話番号：043-254-7428 受付：月～金曜日(9時～17時) 土・日・祝日を除く
千葉県運営適正化委員会	電話番号：043-246-0294 受付：月～金曜日(9時～17時) 土・日・祝日を除く

③ 第三者委員

サービス利用者と施設の間に入って、問題を公平・中立な立場で円滑・円満に解決するために設けられた制度です。

当施設の第三者委員会は次のとおりです。

第三者委員会 関根 武 今関 誠	電話番号：090-4742-6451 電話番号：0475-34-3673 受付：月～金曜日(9時～17時) 年末年始及び祝日を除く
------------------------	--

7. 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続きについて

当施設では、原則として身体拘束は行いません。ただし生命・身体保護の目的で、緊急やむを得ない場合には「身体拘束適正化のための指針」に沿った手順で行います。

- ① 虐待拘束廃止委員会による検討
- ② ご家族等への説明・同意
- ③ 拘束の有効性の再検討
- ④ 経過記録の保管

8. 高齢者虐待防止について

当施設は別途定める「高齢者虐待防止に関する指針」に基づき、全職員を挙げて虐待の防止に努めます。

9. 感染症・食中毒の予防について

当施設は別途定める「感染症・食中毒の予防及び蔓延の防止の為の指針」に基づき、感染症や食中毒の予防と蔓延の防止に努めます。

万が一クラスターが発生した場合でも、別途定めるBCP(事業継続計画)により本事業が継続できるよう尽力します。

10. 非常災害対策について

当施設においては「あじさい苑消防計画」に沿って各種訓練(避難誘導・通報・消火等)

を行います。また別途定める BCP(事業継続計画)により、大規模な災害や感染症が発生した場合でもできる限り事業が継続できるよう尽力します。

11. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 三和会
代表者役職・氏名	理事長 鶴岡 義明
本部所在地・電話番号	千葉県市原市新堀 947-3・0436-36-1533

定款の目的に定めた事業

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人デイサービスセンターの経営
 - (ロ) 老人短期入所事業の経営
 - (ハ) 老人介護支援センターの経営

事業所等

デイサービスセンターあじさい苑	1292400536
特別養護老人ホームあじさい苑	1272400761
ショートステイサービス あじさい苑	1272400779
あじさい苑 居宅介護支援センター	1272400886
特別養護老人ホームあじさい苑ユニット型	1272402668
ショートステイサービスあじさい苑ユニット型	1272402650
特別養護老人ホーム幕張あじさい苑(従来型)	1270203977
特別養護老人ホーム幕張あじさい苑 短期入所(従来型)	1270203985
特別養護老人ホーム幕張あじさい苑(ユニット型)	1270203993
特別養護老人ホーム幕張あじさい苑 短期入所(ユニット型)	1270204017

-----契約をする場合は以下の確認をすること-----

令和 年 月 日

短期入所生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

所在地 千葉県市原市新堀 947-3

名称 社会福祉法人 三和会

代表者 理事長 鶴岡 義明

印

説明者 生活相談員

氏名 細川 由美子

印

私は契約書及び本書面により事業者から短期入所生活介護について、重要事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名

印

代理人

住所

氏名

印

※ 本重要事項説明書と同時に「契約書」にも署名・押印し、それをもって契約開始となります。